

第 91 回あるべき税制委員会、第 108 回国際課税委員会合同会議議事録（文責森信）

平成 30 年 6 月 12 日、青山先生から「デジタル経済と税制—ポスト BEPS の議論」の説明をいただき議論を行いました。資料は別添です。

青山先生の説明の概要は以下のとおり。

BEPS 行動 1 の中間報告書「Tax Challenges Arising from Digitalisation - Interim Report 2018 by Inclusive Framework on BEPS」が 2018 年 3 月 16 日に公表された。デジタルエコノミー課税に関する課題の現状分析及び各国の立場及び施策のとりまとめで、長期・短期の施策に関する具体的勧告は行っていない。高度にデジタル化された特定のビジネスモデル（HDB：Highly Digitalized Businesses）にみられる 3 つの特性として、現地での物理的存在を伴わない規模の拡大（scale without mass）、ビジネスモデルとして、知的財産権を含む無形資産への重い依存、ネットワーク効果を含むデータとユーザ参画の IP とのシナジーをあげて、これらが国際課税ルールに変革をもたらすかどうか今後議論されていく。

あえて意見をグループ分けすると、グループ 1 は、特定のビジネスモデル（HDB）に既存のネクサスと利益配分のルールを適用すると、課税の場所と価値創造の場所の不一致を招く点に焦点を当てた改正案を求めるもの、グループ 2 は、課税上の課題はグローバル経済全体にかかわるもので慎重に検討すべきという立場。グループ 3 は、BEPS 最終報告書の対応で十分であり、追加措置は不要とするものである。

これに対し 2018. 3. 21 に欧州委員会によるデジタル課税指令案が提出され、中長期的な見直し案（EU の CCCTB 指令案の中での改革の予定）と暫定的なデジタル課税の案（定のデジタルサービスの提供から生じる収益に対し 3%を課税する税（デジタルサービス税：DST）の導入が公表された。（以下省略）

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信いたします。